

# 若越郷土研究

27の5

## 九里半街道と

大杉・保坂関(上)

小泉 義 博

(一)

日本海沿岸の各地から京都へ上洛する場合に、その多くは敦賀を経由して琵琶湖西岸の経路を辿ったようであるが、また、若狭国小浜に上陸することも少なくはなかったようである。例えば、暦応三年(一三四〇)には、臨川寺領加賀国大野庄の年貢につき、「毎度仰小浜津問居、検納之、加警固可令運送京都」と、若狭国守護斯波氏頼が命ぜられており、また文明六年(一四七四)には、越後国から送られて来た青芋の割符を小浜で押し置くについて、「若州小浜津代官内藤佐渡入道方へ

可遣奉書<sup>(2)</sup>と見えているごとくである。

小浜から京都に達するために採られた一般的な経路には、次の二つがあった。

①九里半街道を通じて琵琶湖西岸の今津に出、ここから舟で湖上を渡って坂本・大津などに上陸し、ついで京都へ入る経路。むろんこの場合、今津から湖岸に沿って徒歩で行くこともあったであろう。

②九里半街道を保坂まで辿り、ここで右折して、朽木・葛川を経て大原に至る経路。

前者は、琵琶湖の舟運を利用できることから、重量物の運搬には便利であったと思われるが、徒歩旅行者や年貢米輸送のごとき場合の多くは、むしろ後者の朽木―葛川―大原の経路を辿ったものごとくである。例えば、明応二年(一四九三)には、松田頼空知行分の若狭国鳥羽上保の年貢米運送について、その煩いなき勘過が「葛川関役人并地下中」に命ぜられており、また嘉吉二年(一四四二)には、通玄寺曇花院領若狭国三宅庄の年貢米の相違なき勘過が、「来迎院大原関所」<sup>(1)</sup>に対して命ぜられていることから知られる。逆に京都から若狭国へ至る荷物も多くも、同様に

大原―葛川―朽木の経路を辿ったようである。このような「若狭荷」については、「下立関」(葛川領内)で「関賃を可被取候」と指示している史料<sup>(5)</sup>が残されている。

ところで、九里半街道というのは、小浜―国分―市場―熊川―大杉―(近江)杉山―保坂―追分―蘭生―今津

という経路を辿るものである。この経路は、琵琶湖の舟運を利用する場合には必ず辿らねばならず、また湖東の商人等が小浜に至る場合にも、ここを必ず通行していた。若狭にとつてこの街道は、朽木―大原の経路とともに極めて重要な位置を占めていたのである。いま幸いながら、この九里半街道に関する史料が若干得られたので、以下に少しく検討を加えてみようと思う。

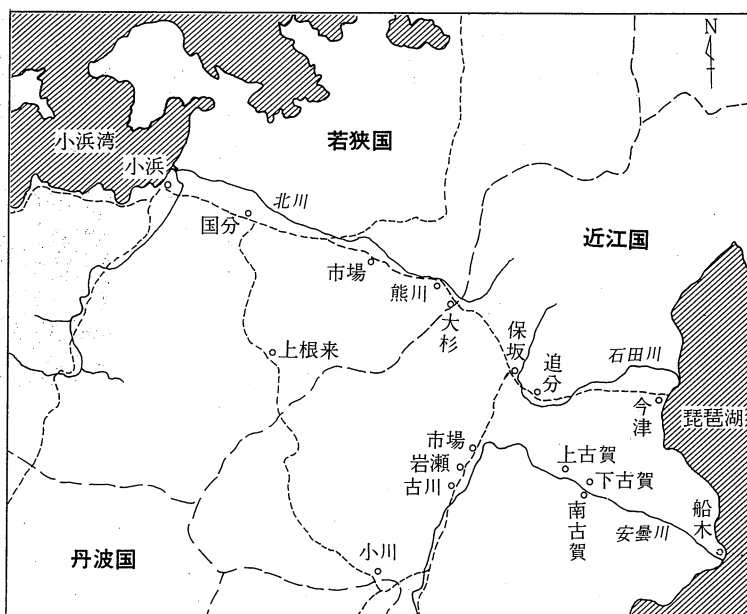
### 注

1 「臨川寺文書」 暦応三年九月十一日室町幕府御教書(『大日本史料』第六編之六)。

2 「政府方書」所載、文明六年七月八日室町幕府奉行入連署奉書案(桑山浩然氏校訂「室町幕府引付史料集成」上巻―『日本史料選書』二〇)。

小泉 九里半街道と大杉・保坂関(上)

## 九里半街道図



## 3 国立国会図書館所蔵

「葛川明王院文書」第

一三五号、明応二年七

月十九日室町幕府奉行

人連署奉書案(村山修

一氏編「葛川明王院史

料」。

島郡今津町保坂)に設置されていた関所につ  
いて、見てみたいと思う。

大杉に設けられていた関所については、ま  
ず次のような史料が得られる。

東岩蔵寺領若州津々見保之年貢参百石、

運送之入夫参百人、每事上下無煩可有勤

過之由、被仰出候也。仍状如件。

永享十年 七月廿日 安時(花押)

大杉之関所

## 4 国立国会図書館所蔵

「葛川明王院文書」第

一一六号、嘉吉二年九

月十二日某過所案。

5 国立国会図書館所蔵

「葛川明王院文書」第

九〇号、応永二十六年

十月二十一日兼宗書状。

その他に第八九・九一

・九七号がある。

(二)

まず本節と次節では、  
九里半街道の途中の大  
杉(現遠敷郡上中町熊  
川大杉)と保坂(現高  
建され、永徳二年(一三八二)にはここで齋

この史料は、東岩蔵寺領若狭国津々見保の  
年貢米三〇〇石を、入夫三〇〇人で京都へ運  
送するに際し、大杉関において煩いなく勘過

せしむべしと命じた過書(過所)であって、

発給者の安時とは、この大杉関を領有した人

物の奉行人であろう。この永享十年(一四三

八)当時の大杉関の領有者が誰かは不明であ

るが、後になって、この関の「御本所」とし

て「大聖寺殿様」なる人物が登場してくるの

で、右の過書も大聖寺々主の命令によって発

せられたものと考えてよいであろう。この大

聖寺とは、光厳天皇妃の無相定円禅尼を開基

とする臨濟宗の尼寺で、足利義満の尽力で創

建され、永徳二年(一三八二)にはここで齋

会が催された。以後、後花園院の姫宮など皇女の入寺が続き、門跡寺院として遇されている。<sup>(3)</sup>このように、大聖寺は禁裏とごく近い関係にあつたので、その領有下の大杉関は広義の禁裏御料所と見做してさしつかえない。「今堀日吉神社文書」に、「<sup>(内)</sup>大裏為御料所、粟屋殿、大杉仁新関を被立候」と見えているのは、まさにこうした大杉関の領有関係を表現しているのである。

大杉関の知行の具体相を示してくれる史料としては、次のごときものがある。

〔<sup>(編纂)</sup>請文安〕

大聖寺殿様御領、若州大楳関四分一、古川修理亮方預り申分、御代官職申請、御請文等事。

右於御公用者、自四月至九月六ヶ月者、月別貳貫貳百五拾文宛、自拾月至三月六ヶ月者、壹貫貳百五拾文宛、以上年中貳拾壹貫文、嚴重可進納申。万一無沙汰之儀候者、雖為何時可被召放。其時全不可及一言者也。仍為後日請狀、如件。

明応拾年 辛酉正月十一日 判

大聖寺殿御雜掌

小泉 九里半街道と大杉・保坂関 (1)

これは「大楳関四分一」の関務代官職請文案であるが、署名のところに「名字判」と見える点、および後に検討する同年三月十日の紹禧書状に「当御代官請文案進之候」と見える点を合わせ考えると、実はこれは大聖寺から朽木直親に届けられた請文の雛形に相当するものであることが知られる。とすれば、その日付はあくまでも仮りのものであり、また関務代官が誰かはまだ未定の段階なのである。しかし逆に、雛形であればこそ、領有者大聖寺が大杉関にどのような得分を期待しているかが直截に表現されているのであって、その意味でこの史料は重要視されねばならない。

その言うところは、古川修理亮の預つていた大杉関「四分一」の代官職が改替されたので、新代官は公用銭として、四ヶ月の六ヶ月間は月宛二貫二五〇文、十ヶ月の六ヶ月間は月宛一貫二五〇文、年間総額二貫文を大聖寺に進納すべし、という内容である。この年額二貫文の公用銭は、あくまでも「四分一」の関務に対するものであるから、大杉関全体では年間八四貫文の公用銭上納があつた計算にならう。また公用銭の額が、四ヶ月の夏季と十ヶ月の冬季とで差が設けてあるのは、ここを通行する旅行者および荷物の変動があつたからで、降雪の見られる冬季に通行が困難となるのは当然の事態である。関務の四分一を知行するということが、具体的にどのような状況を指すのかは判然としな

いが、後の史料に、「宮川次郎左衛門尉方前未進分事<sup>(者カ)</sup>□、只今皆済候ハテハ……彼抱分も別人可被仰付」と述べるものがあつて、関務代官としては古川氏以外に宮川次郎左衛門尉なる人物も駐在していたことが知られるので、少なくとも二人（恐らくは四人）の代官によつて知行されていたことだけは確かである。

もしかするとこの複数の代官が、関銭賦課の対象物品を区分して関務にあたっていたのではあるまいか。なお、この古川・宮川両氏のはあるまいか。この古川・宮川両氏の代官職を改替しようとしている領有者は、ともに大聖寺であるので、大杉関の領有権が分割されていたとは考えられず、全体として大聖寺の領有下にあつたものと思われる。

さて、右の請文案では、四分一代官たる古川修理亮が罷免されると見えていたが、その後任の新代官補任については、同明応十年（

―文亀元、一五〇一―二月になって、大聖寺の寺務僧たる紹禧と、古川・宮川氏の主人たる朽木直親とが折衝を行なっており、緊迫した駆け引きの様相が窺える。

尚々於拙者、聊非等閑候。

就大楳関古川方抱分、預御札候。委細拝見仕候。大聖寺殿様江懇致披露候処、如此御文給候。：（中略）：彼御文ニ如彼仰候、旧冬武田殿御内人久村方、古川相違之由申候て、御代官被望申候。近年彼公用分、御代官中毎々被致無沙汰候条、何も御思案候て可被仰付之由、御心得候。先々古川分之事者、可有御直務御定、御中間被下置候：（中略）：。

二月十八日 紹禧（花押）  
朽木弥五郎殿御返答<sup>(直親)</sup>

この二月十八日紹禧書状の言うところは、大杉関代官であった朽木直親被官人古川修理亮が、公用銭無沙汰によって改替されることとなり、朽木直親は新代官推挙の書状を提出したが、一方、若狭守護武田元信の被官人久村氏からも、代官職競望の申し入れが行なわれている。しかし本所大聖寺の意向としては、

古川分の跡は直務支配とするつもりで、すでに代官として中間を下し置かれた、というのである。この史料で留意すべきは、朽木直親の立場であって、彼は大杉関の代官職として自己の被官人を推挙はするものの、決して直親自身が代官職に補任されようとはしていない。一方で関務代官職を競望している武田氏が言えよう。つまり朽木氏や武田氏は、各々の被官人を大杉関に配することによって、その地域を支配領域下に納めようとしているのであり、本所に対して口入<sup>1</sup>推挙を行なうところだが、彼らの権限<sup>2</sup>職務なのである。一般にこのような所領の請負形態を守護請と称するのであるが、しかし朽木直親の場合には、朽木庄地頭職は保持するものの、若狭大杉の地域の在地領有権を持っていたとは考えられず、かかる口入が彼の公的な支配権に依っていたとは言えない。在地の小領主層を中心に被官化させているか、つまり在地における勢力こそが、このような口入に有効に作用していたのであろう。

さて次に、二月二十七日の紹禧書状を見て

みると、旧代官古川氏の跡を朽木直親が別の被官人に仰せ付けようとするのは、子細を存知しない所行だと厳しく非難されると共に、今後この関は直務となるので、久村氏の競望も退けられたと述べられている。しかし続け、これまでの未進分十二貫文を直ちに皆済し、かつ代官職請文を嚴重に作成・提出するならば、直親の要請通りに、被官人に代官職が宛行われることもありえよう、と記されているので、大聖寺ならびに紹禧の真意としては、朽木氏被官人が引き続き関務代官職を知行するのはやむをえず、むしろ代官職改替の機会に、古川氏未進分を遡って納入させよう<sup>3</sup>と意図していたことが知られる。そしてこのために彼らは、武田氏被官人久村氏の関務競望を述べ、さらには直務支配となる可能性をも示唆して、領有者としての立場を有利に保とうと努めていたのである。

しかしながら、朽木直親の姿勢も強硬であったようである。大聖寺および紹禧は、次第にその要求を後退させざるをえなかった。すなわち三月三日紹禧書状を見ると、「一兩日中、

古川方之跡預り申候仁躰、被持上、嚴重二請

文等可被調候」とて、新代官となるべき被官人を近日中に推挙し、代官職請文を嚴重に調えるように述べ、来る五日中に「古川分未進六貫八百文」を、新代官に持参させるようにと命じているのである。未進公用銭の額が減少して提示されていることから知られるように、大聖寺は、その強硬な要求がかえって負的に作用することを恐れたのであって、未進分皆済はある程度諦めて、むしろ以後の公用銭上納をこそ速やかに実現しようと考えたのである。朽木直親にとつては、これこそが密かに意図したところであった。

ついで三月十日の紹禮書状になると、本所大聖寺の姿勢はさらに後退している。それによると、「古川未進、至去年者四貫文余尔て候」なので、これを必ず納入し、また「正・二月公用式貫五百文」は直ちに上納すべしと述べられると共に、「当御代官請文案文、進之候。則調可有御上候」とて、代官職請文案文（雛形のこと）を遣したので、それに則して作成し提出することと命ぜられているのである。未進分の額のさらに減せられている点、本所大聖寺の立場の弱さを如実に示し

ていると言えよう。なおここで、請文案文が送られたと見えているが、この案文こそが前掲した明応十年正月十一日付の請文案を指しているのである。

最後の三月十七日紹禮書状に至ると、ついに古川氏未進分に関する記述が見えなくなってしまう。

〔包紙上書〕

藏春軒

朽木弥五郎殿御宿所 紹禮

大相関公用銭式貫五百文請取、別紙ニ調

令進候。仍而百疋上給候。目出候。祝着

之儀候間、御請文相副、御本所江懇可致

披露候。千秋万歳目出候。将又御本所御

契約状、只今申届可進候（中略）公用方

月宛之儀も、嚴重被仰付候ハ、肝要候。

期後信候。恐々謹言。

三月十七日 紹禮（花押）  
〔文龜元年〕

朽木弥五郎殿御宿所

すなわち、正・二月分の公用銭二貫五〇〇

文（月別一貫二五〇文であった）と礼銭一〇

〇疋を請け取った旨の礼辞が述べられ、本所からの契約状はやがて調進されるであろうから、月宛公用銭を嚴重に納入しよう仰せ付

けらるべしと見えるだけで、古川氏未進分に関する記述はもはや見えなくなってしまうのである。本所大聖寺の未進分皆済の企図は、完全に失敗に終わったのである。

文龜元年の大杉関代官職改替にかかわる史料は、以上の六点が全てであるが、要するに、本所大聖寺の企図した未進分皆済の試みは失敗に帰し、代官職も、旧来と同様に朽木氏被官人（姓名未詳）に宛行わざるをえなかったのである。在地に勢力を持つ者の意向に添うことが、公用銭確保の最も容易な方法であったみれば、こうした大聖寺の対応もやむを得ないところであったろう。しかし代官職改替によつて、以後の月宛公用銭が嚴重に納入されるようになったのであるから、大聖寺の行為もあながち徒勞であったとは言えない。

次に、大杉関については、享祿二年（一二九）の近江高島郡南北古賀商人出銭条々案に見える、次のごとき一節に注目しなければならぬ。

一大裏為御料所、栗屋殿、大杉仁新関を被立候。□木殿御内人飯田新兵衛尉馳走候て、棄破候。御樽御礼物支配同前

(13)  
之事。

(内) これによると、享祿二年を若干遡る時点で、大裏御料所として、粟屋氏により大杉に新関が設置されたが、朽木氏被官人飯田新兵衛尉の尽力によってこれは棄破されたと見えていゝ。前述来のところから考えると、これも同じく大聖寺を本所とする関であったのであろうが、今回は武田氏被官人粟屋氏が知行することとなっていたために、朽木氏としてはこれを座視しているわけにはいかず、また南北古賀商人衆からの依頼もあつて、朽木氏は飯田新兵衛尉に命じて新関停止の訴えを大聖寺に行なわせ、棄破に成功したということなのである。大杉に新関を設置することは、商人衆にとっては死活に関わる問題であり、また朽木氏にとつても、大杉に武田氏の勢力が介入するようになることは容認できなかつたのである。なおここでは、前述した朽木氏被官人知行の大杉関について触れるところがないが、文亀年間から引き続き存続していたと見た方が妥当であらう。新関なる表現は、朽木氏被官人の知行する本関に対するものなのではあるまいか。

最後に、羽賀寺年中行事の次の一節に注目しておこう。  
最後に、羽賀寺年中行事の次の一節に注目めうることは重要である。

一 粟屋右馬允、牢人、天文廿一壬子年三月廿日ニ、大杉之関マテ来テ武案ヲ廻シ、同廿一日責入り、吉田ヲ焼キ、下ハ蕪六マテ火ヲ懸ケ発向ス。此時 信豊、御館へ御帰リアリテ、軍兵等ヲ被遣、先ツ武田彦五殿ヲ大将トシ、山縣・宇野、其外諸勢等馳向テ、二度合戦アリ。当国勝チ軍サタル間、右馬允引退キ畢ヌ(下略)<sup>14</sup>

これによると、若狭国を没落した粟屋右馬允と牢人衆が、天文二十一年(一五五二)三月に大杉関に集結し、ここから国内に改め入つて、吉田から蕪六(現上中町兼田加福六)に至るまで火を放つて狼藉を働いたが、武田信豊の命により、武田彦五や山縣・宇野氏の軍が馳せ向つて、これを退散せしめたといふのである。粟屋氏の動向については別の機会に検討するとして、ここでは、大杉関が、若狭国へ入るまさに玄関口の位置にあることだけを確認しておきたい。なおこの記述によつても、大杉に関の設置されていたことが確か

注

- 1 『大覚寺文書』第一二〇号の三。
- 2 奥野高広・加藤哲氏校訂『朽木文書』第三四三〜三四七号(『史料纂集』古文書編)。内閣文庫影印叢刊『朽木家古文書』下巻、第六六五号。
- 3 日本歴史地名大系二七『京都市の地名』の「大聖寺」の項。
- 4 仲村研氏編『今堀日吉神社文書集成』第一三八号、(享祿二年)六月七日、南北古賀商人出錢条々案。
- 5 内閣文庫影印叢刊『朽木家古文書』第六六五号。
- 6 『朽木文書』第三四六号。
- 7 『朽木文書』第三四五号。
- 8 『朽木文書』第三四三号。
- 9 『朽木文書』第三四四号。
- 10 『朽木文書』第三四五号。
- 11 『朽木文書』第三四六号。
- 12 『朽木文書』第三四七号。
- 13 前注4史料。
- 14 『羽賀寺文書』第二四号(『小浜市史』杜寺

文書編。

(三)

本節では、保坂関に関する史料を検討してみよう。まず次のような連署状が得られる。

就保坂関事、先度雖有下知、于今無承引之由候間、重而遣折紙者也。然者早々被申宥、当知行無煩者可然之由、衆議候也。

仍折紙如件。

文明四

三月三日

講衆一和尚

賢俊(花押)

学頭代 祐深(花押)

(貞綱) 朽木殿

この史料は、延暦寺の某塔頭に属する学頭代と講衆一和尚とが、講衆の衆議として決定されたことを朽木貞綱に伝えたもので、その言うところは、保坂関の関務代官(『朽木氏被官人』)が、先度の下知について承引していない由であるので、早々に朽木貞綱より代官に申し宥めて、煩いなく関務を知行するようにと命じたものである。この史料から、保坂関の領有権(本所もしくは領家職)は延暦寺の某塔頭に属し、現地における関務は、朽木貞綱被官人の担当であったことが知られる。

小泉 九里半街道と大杉・保坂関(上)

承引なきことの内容については不明であるが、恐らくは延暦寺に上納すべき公用銭、もしくは代官得分をめぐる争いであつたのであろう。

ついで保坂関については、次のごとき室町幕府奉行人連署奉書が得られる。

江州高島郡保坂関内除知行関并小林新左衛門入道分等高頼

跡一所事、為御料所被預置細河伊豆守訖。宜被存知之由、被仰出候也。仍執達如件。

明成三 十一月廿六日

英致(花押)

貞通(花押)

(材秀) 佐々木朽木殿

この史料は、將軍足利義材が延徳三年(一四九一)八月以来行なつた、近江国守護六角高頼征伐の事後処理に関するもので、六角高頼の領有していた保坂関内の一所を關所処分にして將軍家御料所に加え、これを細川政誠に預け置いたので存知するようにと伝えたものである。前掲史料に見えた延暦寺の当関領有権と、この六角高頼の領有権とが、どのように関係するのかが判然としないが、「一所」と見える点に注目すれば、恐らくは並列的な領有関係であつたのであろう。また割注において、朽木材秀の知行分と小林新左衛門

入道の知行分については、これを除くと述べられているので、現地の関務知行権については、なら変更はなかつたものと思われる。

後の史料において、小林氏の当関に関する権限を、「保坂関務一方公文分」と述べるものがある。

小林新左衛門入道と朽木材秀(實際にはその被官人)とは、ともに当関の公文として関務を知行したのであろう。なお、当関の知行を行なう代官が二名いたこと

については、年末詳二月二十二日、姓未詳景持書状に、「保坂関代官之事、此間兩人有名無実之様候」と見えていることから明らかである。

右の奉行人奉書で高頼跡一所を預け置かれた細川政誠は、続いて同日に朽木材秀に宛てて書状を發し、「高頼跡事、為御料所被成下御下知候……彼在所事、御被官人請地之由、承及候。然者不相違可申合候。於公用者、如先々嚴重可有運上之由、任上意、堅被仰付候者、所仰候」と述べている。すなわち、保坂

関は朽木氏被官人の請地とのことであるので、相違なきように申し伝え、公用銭は従来通りに嚴重に運上するよう、上意に任せて仰せ付

けらるべし、というのである。この史料によつて、かつて六角高頼が領有した保坂関一所においては、その後、

將軍家―細川政誠―朽木材秀―被官人（請地）―という、領有・知行関係の成立したことが知られるのである。同じく当関領有権をもつ延暦寺の一所については、恐らく、延暦寺―小林新左衛門入道―関務代官

という領有・知行関係があつたものであろう。大永二年（一五二二）に至つて、この延暦寺の支配下で関務を知行していた小林氏の代官職に対し、桂田孫次郎が競望を企てるという事態が出来した。

小林小五郎国家申、江州高島郡保坂関務一方公文分事、<sup>(帯)</sup> 対御下知數十ヶ年当知行無相違之処、近日桂田孫次郎、無謂致押妨之企云々。事実者、好而招其咎者歟。言語道断次第也。所詮、若及乱入者、早令合力国家代官、退彼競望、可被全関務之由、被仰出候也。仍執達如件。

大永二  
五月廿八日

頼興（花押）  
長俊（花押）

饗庭殿<sup>(6)</sup>

小林小五郎国家申、江州高島郡保坂関務一方公文分事、<sup>(帯)</sup> 対御下知數十ヶ年当知行無相違之処、近日桂田孫次郎、無謂致押妨之企云々。事実者、好而招其咎者歟。言語道断次第也。所詮、若及乱入者、速

可被退競望之儀。次彼関務公用事、近年寄事於左右、減少之条、太不可然。向後如先々、嚴密可被執沙汰。更不可有難渋之由、被仰出候也。仍執達如件。

大永二  
五月廿八日

頼興（花押）  
長俊（花押）

佐々木朽木殿<sup>(植広?)</sup>

右の二点の幕府奉行人連署奉書のうち、前者は、保坂関近在の在地領主饗庭氏に宛てられたものであり、後者は朽木植広宛てのものである。内容はともにほぼ同じであるが、後半部分がやや異なっている。前者によると、

小林国家が数十年に亘つて当知行の「保坂関務一方公文分」に対し、桂田孫次郎が押妨を企てようとしているので、国家の代官と合力して、その競望を退けるようにと命ぜられていた。小林国家は、前掲明応三年の史料に見えた小林新左衛門入道の子息と考えられ、彼

は保坂関の一方公文分の知行権を持ち、現地には自らの被官人を関務代官として派遣していた。しかるにこの代官職に対して、桂田孫次郎が競望を企て、乱入して押妨しようとしたのである。桂田氏は、古く朽木貞高の時代

（約五〇年以前の十五世紀中期）に、保坂関に關して、「桂田跡之事、為山上衆申由」として、関務代官職を持っていたのであるが、ならんかの理由により關所処分を受けるといふ経緯があつたのであつた。そしてその跡は、

小林氏（およびその代官）が以後数十年に亘つて知行を行なうことになつたのである。そこで大永二年に至り、桂田孫次郎は、かつてのこうした由緒に依拠して、関務代官職を競望するという行為に出たのである。なお、この奉書と同内容で宛先の異なるものが、他に七点発給されている。

ついで後者の朽木植広宛て奉行人連署奉書は、同様に桂田孫次郎の押妨を退けるよう命ずると共に、関務公用銭が近年減少しつづけることであるので、以後嚴密に沙汰するようにと伝えられたものである。このように、桂田孫次郎の押妨を排除すべ



しとの命令が下されたにもかかわらず、その事態は容易に解決がつかなかったようで、同年十一月三日に至り、再びその違乱を停止すべしとの奉行人連署奉書が発給されるに及んだ。

小林小五郎国家申、江州高島郡保坂関務一方公文分事、已前桂田孫次郎無謂致押妨之企之条、被成奉書之処、今度彼関務代官職事、号有契約之子細、及違乱云々。太不可然。早退彼妨、公用等、如先々秘密可被執沙汰也。若於難決者、可有異沙汰之由、被仰出候也。仍執達如件。  
大永式 十一月三日 頼興(拾部) 貞兼(花押)

佐々木朽木殿<sup>(種広)<sup>10</sup></sup>

これによると、桂田孫次郎は、「彼関務代官職事、号有契約之子細、及違乱」とて、自分が関務代官職に補任されたと主張しているのであるが、これはいかなる契約を言うのであるのか。また後半で、公用銭難決の事態があれば朽木植広に対して「異沙汰」があるであろうと見えているが、これはどういう意味であろうか。この二つの点を考えるには、桂

小泉 九里半街道と大杉・保坂関(上)

田孫次郎と朽木植広との関係を明らかにしなければなるまい。そこで、これより間もなくの十二月六日に発せられた、次のごとき小林国家書状を見つめることにしよう。

尚々御公用事、此者ニ被相副候て、早速可上給事肝要候。

就役所之儀、被成御下知候条、態下進之候。仍先度桂田致違乱之由、御注進之間、則所々迄被成御下知候之処、無故役所、桂田ニ被仰付候由蒙仰候事、不及覚悟候。殊其以後御公用、一向不被仰付候。迷惑至極候。先々者毎月三百疋宛到来候キ。然お種々御懇望候<sup>而</sup>、少被減候。近年猶以御無沙汰、無是非候。所詮、如先々被仰候者、尤可為本望候。委細段此者可申入候条、不能詳候。恐々謹言。  
十二月六日 国家(花押)<sup>(種広)</sup>

朽木弥五郎殿<sup>(種広)</sup>

この書状の述べるところは、保坂関に対する桂田氏の違乱を排除すべしとの御下知が下されたにもかかわらず、朽木植広は「無故役所、桂田ニ被仰付候」との挙に出たので驚いている、しかもそれ以後、公用銭沙汰につい

て一向に仰せ付けられていないので、迷惑の事態となっている、旧来は月宛三〇〇疋で、懇望によって少し減額したが、それでもまだ無沙汰しているので、嚴重に仰せ付けられるように、と云うのである。この書状の語るところによつて、桂田孫次郎は朽木植広の被官人であったことが判明し、桂田氏による関務代官職競望は、むしろ朽木植広の意向として行なわれたものであったことが明らかになる。

桂田氏が、「今度彼関務代官職事、号有契約之子細」したのは、実は朽木植広からこの代官職を宛行われていたことを意味していたのである。とすれば、朽木植広は、これまで小林国家の代官として関務を知行していた人物(姓名未詳)を排除し、代わつて、自己の被官人桂田孫次郎をその代官に配置しようとしたということである。そしてその試みは成功し、加えて小林国家に納入すべき公用銭の減額にも成功したのである。かくして朽木植広は、保坂関の將軍家御料所分の代官職にも、また延暦寺分の代官職にも、ともに自己の被官人を配することができ、関務知行権をほぼ完全に掌中に納めることとなったのである。

これを単純に図式化すれば次のようになろう。  
 將軍家—細川氏の預  
 御料所—

延暦寺—小林国家  
 被官人桂田氏  
 被官人の請地

なお、公用銭の額については、一方公文分が「毎月三百疋宛」と見えていたので、保坂関全体では少なくとも月別六〇〇疋<sup>11</sup>六貫文（これは冬季の分と考えられ、夏季はさらに多かつたであろう）、年額にして七二貫文以上を上納しなければならなかつたことが知られる。さて、前掲十二月六日の書状で公用銭納入を督促された朽木植広は、九日に返報を作成して次のように述べている。

（上略）御公用之事、可致執沙汰之処、  
 当国在陣儀ニ付而、于今延引、背本意候。  
 只今先参百疋〇上申候。相残候分申、纏  
 而申付、<sup>（不此儀ニ）</sup>可有如在所候（下略）<sup>（12）</sup>

すなわち、当国在陣のために公用銭納入が遅延したが、これは決して本意ではなく、とりあえず三〇〇疋を納入し、残りもやがて納入されるであろう、と述べているのである。ここから知られるように、関務代官が納入すべき公用銭は朽木植広の手を経由しており、

以後、保坂関の領有権者が公用銭を滞りなく確保するためには、朽木氏との関係をこそ良好に保っておかねばならなくなつたのである。

最後に、保坂関に関する史料として、いま一つ見ておかねばならないものに、「今堀日吉神社文書」の、享祿二年（一五二九）と推測される、次のごとき南北古賀商人申状がある。必要部分だけを摘記しておこう。

（端裏書懸）  
 第一条 条々 南北五ヶ出銭之事<sup>（古懸）</sup>  
 一大裏為御料所、昔朽木殿より法坂仁新

関<sup>（古懸）</sup>、商人衆歎申、御棄破候。御樽  
 御礼物事、南北五ヶ・南市致支配候。

（第二条） 更自余族不存事。

（第三条） 一能州より法坂仁新関を雖御立候、歎申、

（第四条） 御棄破候（下略）

一横山殿より法坂仁新関を被立候。同歎

申、御棄破候（下略）

（第五条） 一〇明応七年仁、越中殿より田子新兵衛

為御代官、法坂仁新関を御立候。然処、

（第六条） 田子野州馳走候て、御棄破候（下略）

一去永正九年仁、上坂宗左衛門尉・桂田

弥七郎為兩人、於追分新関を被立候。

及武篇、関屋を放火仕候。其後、饗庭

大炊助口入候て、馬太刀并方々の礼物廿六貫文にて相果、新関を棄破候（下略）<sup>（13）</sup>

この史料によると、保坂には数度に亘つて新関の設置が企図されていたことが知られるが、その都度、地元の商人衆（五ヶ商人）の訴えによつて棄破されたと見えている。これはあくまで新関についてであつて、前述した朽木氏関との関は、いわば本関として、なんら改廢をうけることなく、一貫して存在していたと考えるべきと思われる。

なお、右の史料の第六条では、追分においても新関設置の企てられたことが知られる。関連史料が他に得られないので詳細は不明であるが、上坂宗左衛門・桂田弥七郎はともに朽木氏被官人であろうから、朽木氏はこの追分にも自己の被官人を配して、支配下に組み入れようとしたものと思われる。しかし南北古賀などの商人衆は、「武篇」に及んでこの新関を破却し、ついに設置の意図を放棄せしめたといふのである。商人衆にとっては、新関設置が死活にかかわる重大事であつたことを示す例証と言えよう。しかし一方で、その

小泉 九里半街道と大杉・保坂関 (出)

朽木口率分関における関銭徴収物品とその額(応永2年)

海藻	1 駄	7 文	徒荷	3 文	鍛冶炭	1 荷	3 文
魚	"	7 文	"	3 文	石砥	"	3 文
檜物木	"	10 文	"	3 文	籬	"	3 文
足駄	"	10 文	"	2 文	楮	"	3 文
鉄	"	10 文	"	3 文	栗	"	3 文
銅	"	20 文	"	5 文	鳥	"	5 文
芋	"	20 文	"	7 文	鹿皮	"	10 文
柴草	"	30 文	"	5 文	見(箕カ)	"	3 文
布	"	20 文	"	10 文	檜楚柱	"	3 文
紙	"	8 文	"	3 文	竹	"	3 文
合器	"	10 文	"	3 文	すわら すひ	"	3 文
高荷	"	50 文					
紺灰	"	10 文					
柿	"	3 文					

新関停廃にあたっては三六貫文の札銭が納入されており、これは上坂・桂田氏の主人、つまり朽木氏の受領するところであったのであろうから、追分新関の停止は、朽木氏にとり、必ずしも重大な損失を招くものではなかったと見るべきであろう。

以上、前節と本節との検討によって、大杉・保坂に設置されていた関所の領有・知行関係がわずかながら明らかとなったので、最後に参考として、関所で関銭を徴収される物品はどのようなものがあつたのか、またその額はいかほどであつたのかを示す史料をながめておきたいと思う。これをまとめたのが次の表である。これは応永二年(一三九五)に定められたもので、場所は朽木口、つまり朽木・葛川を経て京都に入る大原(または八瀬)附近に設けられた率分関におけるものである。

大杉・保坂関におけるものでないのが残念なところであるが、しかし朽木口関も大杉・保坂関も同一の経路上のものであるから、関銭の額に相違はあつたかもしれないが、賦課対象の物品はほぼ同じであつたと見て誤りあるまい。これを見れば、関銭賦課の対象物品とその額が実に子細に規定されていることが知られよう。とともに、北陸方面から京都に輸送されていた商品の内容が詳細に窺われ、極めて注目すべきものがある。

注

- 1 『朽木文書』第七六号。
- 2 『朽木文書』第七九号。
- 3 『朽木文書』第九一・九二、一六四、一七一号。
- 4 『朽木文書』第三六七号。
- 5 『朽木文書』第三三三号。
- 6 『朽木文書』第一六六号。
- 7 『朽木文書』第九一号。
- 8 『朽木文書』第二〇一号。
- 9 『朽木文書』第一六四・一六五、一六七、一七一号。
- 10 『朽木文書』第九二号。
- 11 『朽木文書』第三八六号。
- 12 『朽木文書』第四五一号。
- 13 『今堀日吉神社文書集成』第二三八号。
- 14 『山科家札記』文明十二年正月二十六日条(『史料纂集』古記録編)。